

○対象者及び保護者の方へ：必ずお読みください

◆日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に、地域によっては約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

◆乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)

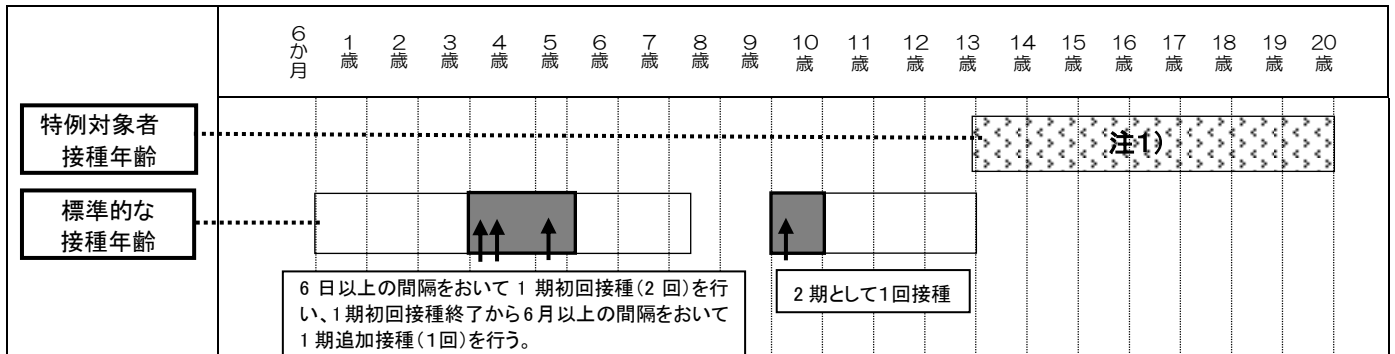
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し(不活化)、精製したものです。

【副反応】

平成25年度の予防接種後健康状況調査(厚生労働省)の集計によると2期では、発熱は接種1日目がピークで0.4%、接種した部位の腫れなどの局所反応は1日目がピークで3.8%次いで0日目0.8%であった。じんましんが接種1日目に0.4%、発疹の報告はなかった。平成24年11月1日～令和元年6月30日までに、医療機関から副反応の疑い例として報告された重篤例の発生頻度は、10万接種当たり0.7でした。(令和元年9月第43回厚生科学審議会予防接種・ワクチン文科会副反応検討部会資料から。)

接種後、局所のひどい腫れ、高熱などの症状があった場合は、すみやかに医師の診察を受けてください。症状が副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ副反応の報告が行われます。

◆接種時期



注1) ・平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた人で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない人で9歳から13歳未満にある人は不足分の接種を受けることができます。

注2) ・平成17年度から平成21年度にかけての積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃した者(平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた人)で1期・2期の接種が完了していない人は、20歳までの間に不足分の接種を受けることができます。

◆接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調のよい日に行なうことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

1. 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)がある場合
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
3. 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある場合
4. 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
5. 現在、妊娠している場合
6. その他、医師が不適当な状態と判断した場合

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

1. 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがあります。
2. 接種後、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
3. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
4. 接種当日は、はげしい運動はさけましょう。
5. 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。その場合には、市役所担当課へも連絡してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

1. 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
2. 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
3. ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
4. 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、給付額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、市役所担当課へご相談ください。

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解し、納得されたうえでお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、予診票に署名等必要事項を記載してください。(記載がなければ予防接種を受けられません)

接種を希望しない場合には、自署欄に記載する必要はありません。

周南市役所

健康づくり推進課 徳山保健センター内

TEL 0834-22-8553